

第 90 回

メーデー アピール

2019年4月27日



第 90 回メーデーにあたり、国民民主党を代表して連帯のご挨拶を申し上げます。働く皆様より、ご支援、ご協力を頂いていることに改めて感謝申し上げます。

国民民主党は「働く者」「生活者」「納税者」「消費者」の立場に立ち、決して否定や反対にとどまらず野党から建設的な選択肢を提示する。その思いで、「つくろう、新しい答え。」を合言葉に取り組みを続けております。

昨年の国会では長時間労働規制やパワハラ規制等の4法案で構成される「安心労働社会実現法案」を提出し、今年の国会ではセクハラ・マタハラ対策を強化する2法案及び「パワハラ規制法案」を提出しました。また、今年の国会では「悪質クレーム対策推進法案」も提出します。昨年の国会では、政府の働き方改革法案に 47 項目の附帯決議を付し、政府の対応に一定の縛りをはかることができました。

国民民主党は、子育てや介護と仕事との両立を実現し、人生を楽しめる社会を創ります。安心して子どもを預けられる保育所や病児・病後児保育を整備してほしい、子育ての経済的負担を減らしてほしい、という切実な声に応え、支援策を充実させ予算の拡充を目指します。また、介護離職問題や年金制度改革に取り組み、100 歳時代でも安心して生活できるようにします。

物価が上がるだけのアベノミクスに多くの国民が疑問を感じています。しかも毎月勤労統計では昨年の賃金が大幅に増えたかのように偽装されていました。国民民主党は統計不正の再発防止とともに、暮らしの底上げに全力で取り組んでまいります。

来るべき参議院選挙での必勝をお誓いするとともに、連合の皆様のますますのご発展を祈念申し上げ、メーデーアピールといたします。

第 90 回メーデーによせて

国民民主党 代表 **玉木 雄一郎**

**つくろう、
新しい答え。**



国民民主党は提案します。

職場のハラスメントを無くそう!

職場での「いじめ・嫌がらせ」の相談件数が増加
しかし、現行法ではハラスメント対策が不十分

パワハラ対策

(パワハラ規制法案のポイント)

- ◆ 職場内でのパワハラについて事業者が労働者保護を義務付け
- ◆ 取引先などの他社からのパワハラについて事業者が労働者保護を義務付け

悪質クレーム対策

(パワハラ規制法案／
悪質クレーム対策推進法案のポイント)

- ◆ 事業者が労働者保護を義務付け
- ◆ 政府内に協議会を設置して基本方針を策定
- ◆ 悪質クレームの規制の検討

セクハラ・マタハラ対策

(セクハラ規制強化法案／セクハラ禁止法案のポイント)

1. 会社間のセクハラ・マタハラ対策を強化するため、事業主に対する以下の義務を新設
 - (1) 被害側の事業主は、加害側の事業主にセクハラを行わないよう求める、または厚生労働大臣(都道府県労働局長)に是正を図るよう求める
 - (2) 加害側の事業主は、加害者(社員)に対し、セクハラを行わないようにするための必要な措置をとる(加害側企業の事業主は、被害側企業に対して不利益な取り扱いをしてはいけない)
2. セクハラ行為を禁止

